

## 上越市棚田米PR物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、棚田の価値や魅力をPRするための物品（以下「PR物品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出しを行うPR物品は次のとおりとする。

- (1) 上越市棚田米PR動画（DVD-R）
- (2) 上越市棚田米PRポスター（A1サイズ）

(貸出対象者)

第3条 PR物品の貸出しを受けることができる者（以下「申請者」という。）は、市内に住所を有し、棚田米を生産する農業者及び農業団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、PR物品を使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想の活動に使用すると認められるとき。
- (3) 上越市棚田米のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) その他市長がPR物品の使用を不相当と認めるとき。

(使用申請等)

第4条 前条第1項の規定によりPR物品の使用の承認を得ようとする農業者及び農業団体等は、上越市棚田米PR物品使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、前条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、PR物品の使用を承認するものとする。

3 市長は、PR物品の使用を決定したときは、上越市棚田米PR物品貸出／承認／却下／通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 市長は、PR物品の使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(転貸及び複製の禁止)

第5条 第4条の規定により、PR物品の使用承認を得た申請者は、貸出しを受けたPR物品を転貸及び複製してはならない。

(損傷または紛失の届出等)

第6条 申請者は、貸出しを受けたPR物品を損傷し、又は紛失した場合は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

2 前項の届出にかかる損傷又は紛失の理由が、申請者の責によるものである場合は、市長は当該申請者に対し、損害の実費を弁償させることができる。

(費用の負担)

第7条 貸出しにかかる費用は、無料とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市棚田米PR物品使用申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）  
団 体 名  
氏名（代表者氏名）  
電 話 番 号  
（担 当 者 氏 名 ）

次のとおり上越市棚田米PR物品の使用を申請します。

なお、使用期間中に使用品の破損、盗難、紛失等があった場合は、当方で弁償します。

使 用 物 品	<input type="checkbox"/> 上越市棚田米PR動画 <input type="checkbox"/> 上越市棚田米PRポスター
使 用 目 的	で使用するため
使 用 期 間	月 日（ ） 時 分頃～ 時 分頃
使 用 場 所	
添 付 書 類	

第2号様式（第4条関係）

上越市棚田米PR物品使用承認  
通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市棚田米PR物品使用について、  
とおり承認  
次の したので通知します。  
理由により却下

承認	使用目的	
	承認条件	
却下	理由	